

はい！稚内市消費者センターです。

本市では、消費生活に関するトラブルの相談窓口として、「稚内市消費者センター」(以下・センター)を設置しています。

センターは、市内にお住まいの相談者(個人)と事業者との間の消費生活に関する問題、悪質商法や多重債務に関する相談を受けつけており、自主交渉の助言・あっせん・情報提供や啓発活動を行っています。



契約してしまったけど、よく考えると必要ない。解約できるだろうか？

無料だと思った携帯サイトにアクセスしただけで「登録完了」画面になってしまった。

平成22年度センター受付相談内容

- 1位 多重債務
- 2位 電話情報サービス
- 3位 賃貸アパート・土地・建物

クーリング・オフの方法を教えてください。

自主交渉の助言・あっせん・情報提供

自宅に見知らぬ業者が訪問し、断っているのに長時間粘られ、高額な商品を契約してしまった。

身に覚えがない請求がきている。業者に連絡した方がいいか？

出前講座を実施しています。

悪質商法の特徴や事例・注意点について、DVDの上映や寸劇を交えながらお話しします。(所要時間は概ね1時間程度)

5名以上のグループであれば、どなたでも申込みが出来ます。

詳しくは、市市民生活課生活交通グループ ☎23-6413までお問い合わせください。



啓発・教育

パネル展示

センター展示室で、悪質商法啓発に関するパネルを展示しています。センターが開設している時間にはご自由にご覧になることが出来ます。



平成23年度第1回稚内市多重債務特別法律相談会を実施します

日 時 9月17日(土)
11時～15時

相談時間 1人40分まで

- ★相談料はかかりません。
- ★事前の申し込みが必要になります。
- ★場所・時間は申込時にお知らせします。

強引な訪問買取に注意！

市内で「不要になったものはないか?」「不用品を買い取る」といった電話があり、その後来訪する訪問買取が多くなっています。

衣類などの不用品を出すと、「それは買い取れない。貴金属はないか」と言い、指輪やネックレスなどを安い金額で買い取られるという事例が全国で多く報告されています。

<ここに注意！>

- ★事業者が消費者から商品を購入するためクーリング・オフが適用になりません。
- ★商品の返還を申し出ても、すでに処分してしまったなどと言われ、取り戻せないことがほとんどです。
- ★買い取りを行う業者は、「古物商許可証」などの提示が必要です。
- ★業者名や連絡先を必ず確認しましょう。

売る気持ちがないければ、きっぱりと断りましょう。

稚内市消費者センター 受付/月曜日～金曜日 10時～12時・13時～16時
(祝日・年末年始は除きます)

電話・FAX 23-4133 住所/中央4丁目16番2号 保健福祉センター 2階

